

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系の主タービングランドシール蒸化器室排風機のファンベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
2	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）用チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（17本）が認められたため、閉止栓を取付	D	
3	2号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 6）の復水入口弁又は出口弁、もしくは両方の弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	中央制御室監視用テレビモニタ装置のうち、水素・酸素注入制御室監視用カメラ装置に映像不良が認められたため、当該カメラ装置を点検・修理	D	
5	3号機	1～4号機共用所内ボイラ設備用給水流量計の点検において、信号変換器及び検出器部信号に精度外れが認められたため、当該部品を交換	D	
6	3号機	残留熱除去系ポンプ（C）の振動記録計に動作不良が認められたため、当該振動記録計を点検・修理	D	
7	3号機	委託承認書作成時において、選定承認の際の予算照合手続き忘れが認められたため、当該選定承認手続きを再実施	C	
8	4号機	廃棄物処理系（B）地階タンク室を監視している連続ダスト放射線モニタ装置のろ紙送り機構の異常を示す警報が発生し、欠測が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
9	5号機	換気空調系コントロール建屋南側の電源開閉器盤室空調機の振動測定値に判定値外れが認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
10	5号機	常用換気空調系冷却装置（13G）の点検において、防水板に腐食が認められたため、当該防水板を点検・修理	D	
11	5号機	常用換気空調系冷却装置（13E）用送風機（A）のベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを交換	D	
12	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプ出口側手動仕切弁の点検において、弁体及び弁座シート面に摩耗が認められたため、当該弁体及び弁座を点検・修理	D	
13	6号機	主復水器メカニカル真空ポンプ用セパレータタンクレベル調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉建屋スチームドレンサンプポンプ（D）の点検において、2段目羽根車と下部シャフトの嵌合部に固着が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の冷水ポンプ（A）入口弁又は出口弁、もしくは両方の弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉起動操作のための制御棒引抜き操作において、制御棒（14-31）を1ノッチ引抜き操作した際、2ノッチ連続で引抜ける事象が発生したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで